

入札・契約制度の改正について

1 電子入札の導入

(1) 導入スケジュール

工種	21年度	22年度	23年度	24年度
土木	A級・B級対象の条件付き一般競争入札(1,000万円以上)	条件付き一般競争入札(1,000万円以上)	条件付き一般競争入札(1,000万円以上) 指名競争入札(130万円以上)	条件付き一般競争入札(1,000万円以上) 指名競争入札(130万円以上)
建築	A級対象の条件付き一般競争入札(2,500万円以上)			
電気	A級対象の条件付き一般競争入札(1,500万円以上)			
管				
造園	条件付き一般競争入札(1,000万円以上)			
舗装				
その他の建設工事			条件付き一般競争入札(1,000万円以上)	
委託				

*平成21年5～6月から実施します。

*平成21年度の実施結果の検証により、変更する場合があります。

*市外業者を対象とする時期については、実施に併せて検討します。

2 郵便入札制度の適用拡大

電子入札を導入する機会に、紙入札で行っている指名競争入札及び随意契約についても、電子入札に移行するまでの間、原則として郵便入札制度を適用します。

3 低入札調査基準価格及び最低制限価格の算定方法の改正

中央公共工事契約制度運用協議会モデルの改正に伴い、次のとおり平成21年4月から改めます。

現 行	改 定 後	備 考
直接工事費	直接工事費の95%	工事価格の8.5/10を超える場合は8.5/10を乗じて得た額、2/3に満たない場合は2/3を乗じて得た額（建築工事及び設備工事の「直接工事費」においては、「直接工事費」に9/10を乗じて得た額）
共通仮設費	共通仮設費の90%	
現場管理費の20%	現場管理費の60%	
-	一般管理費の30%	
+ + = 価格	+ + + = 価格	

4 条件付き一般競争入札における配置予定技術者の事前届出制の改正

事後審査型を採用し、入札参加申請時に配置予定技術者名の記載を要件としてきました。

この取り扱いを、栃木県の取り扱いに準じ、落札候補者決定後に提出を求める「資格確認申請書類」において確認する方式に平成21年4月から改めます。

5 地域建設業経営強化融資制度による債権譲渡の承諾

本制度を利用する請負者に対して、請負工事代金債権の譲渡を承諾することとしました。